

議案第2号説明資料

平成31年2月14日

専決処分の承認を求めることについて
(損害賠償の額を定めることについて)

資料

事故概要 1

建設課

事故概要

発生日時：平成30年11月21日、午前9時15分頃

場所：大磯町月京3番25号地先（認定外町道）

被害者：[REDACTED]

被害状況：大磯町月京3番25号地先、認定外町道にて、建設課主任技術作業員が草刈機にて除草作業をしていたところ、草刈機で石を撥ね、そばに駐車していた車両の右後方ガラスを破損させた。

経過：平成30年11月21日 事故発生

11月21日 保険会社に事故報告書を提出

11月21日 修理開始

12月2日 修理完了

12月28日 被害者より質問はなく、賠償金額の確定

平成31年1月17日 被害者と示談が完了

1月23日 専決処分

1月30日 被害者に賠償金支払い

対応：被害者に対して早急な賠償を行う必要があるため、損害賠償の額を定めることについて専決処分とした。

賠償金額：○賠償金額： 325,620円

内訳

自家用車修理代等：228,420円

(車両修理代、車内部品代、衣類クリーニング代、ヨガマット代)

代車費用：97,200円

○過失割合金額

町過失分：324,843円

自家用車修理代 10割

他 一部小物類(ヨガマット) 7割

